



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4552 号 2018.8.18 発行

無効診断書で障害者算定 省庁雇用、制度確認ずさん 中日新聞 2018年8月18日

中央省庁が雇用する障害者の数を四十二年にわたり水増ししていた問題で、国のガイドラインで指定していない医師が作成した診断書などの無効な文書を根拠に、障害者数に算定していたケースがあることが十七日、分かった。国の障害者雇用制度は障害者手帳を持つ人と、指定した医師の診断書がある人を対象としているが、中央省庁が十分に確認せず、ずさんな運用を続けていた疑いがある。

共同通信の取材に対し、農林水産、総務、国土交通の三省は水増しの可能性を認めた。十近い主要省庁で水増しが常態化していたとみられる。厚労省が六月下旬に本格的な調査を始めたことも判明。与野党から批判が続出し、立憲民主党の長妻昭代表代行は、衆参両院の予算委員会で閉会中審査を開くよう要求した。

民間企業に積極的な障害者雇用を求めている国が法定雇用率を下回っていた可能性が高いだけに、反発が強まりそうだ。厚労省は昨年度の障害者雇用の実態について全省庁を調査し早急に公表する考えで、水増しが意図的に行われたのか過失なのかが今後の焦点だ。

障害者雇用を巡っては二〇一四年に独立行政法人の労働者健康福祉機構（現労働者健康安全機構）が雇用率を水増しし、虚偽報告をしていたことが発覚。一五年三月に機構と元幹部三人が略式起訴され、罰金の略式命令を受けた。厚労省は当時、他の独立行政法人に関して適正な運用を行っているかどうかを確認したという。省庁に関しては詳しく調べることはなかった。

障害者雇用促進法は、障害者の就労機会を広げるために企業や国、自治体などに一定割合以上の障害者を雇うよう義務付けている。

厚労省のガイドラインによると、対象となるのは原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人。このほかに、身体障害者については都道府県知事が定める医師や産業医の診断書・意見書がある人、知的障害者は精神保健指定医などの判定書がある人に限って認めている。

法定雇用率は今年四月から旗振り役の行政機関が2・5%、企業は2・2%に引き上げられた。昨年六月一日時点で国の三十三行政機関では合計約六千九百人の障害者を雇用、平均雇用率は2・49%としていた。

水増し明確否定は警察庁のみ 大半の省庁が言葉濁す 中日新聞 2018年8月18日

中央省庁が長年にわたり障害者雇用率を水増ししてきた問題で、共同通信の取材に不適切な算定を明確に否定したのは警察庁だけだった。農林水産、総務、国土交通の三省は不適切算定の可能性があるという回答。大半の省庁は「厚生労働省の公表までは回答しない」（法務省）「コメントできない」（財務省）などと言葉を濁し、調査状況を明確にしなかった。

十三府省庁が取材に回答した。農水省は「障害者手帳の確認が不要との認識で、見た目などからの判断で集計された可能性がある」と回答し、意図的な数字の操作ではないとの認識を示した。総務省は「（手帳を持っていない人も障害者雇用の人数に）入っていそうだ

が、時期や人数は調査中」、国交省は「可能性があり、精査している」と、それぞれ答えた。

同様の慣行は幅広くはびこっていたとみられるが、水増しの可能性に言及した三省以外

は「現時点でお話しできることはない」（経済産業省）「調査中のため回答できない」（文部科学省）「申し上げる段階にない」（防衛省）といった回答が多かった。

厚労省は今年六月、障害者雇用の状況について各省庁に再報告を求めた。財務省や国交省は再報告を終えたとしているが内閣

府や総務省、環境省などは集計を続けていると回答。雇用行政を所管する厚労省自身も「事実関係を調査中」として、省内把握に時間がかかっていることを認めた。

	水増しの有無	調査状況
内閣府	調査中	厚労省からは、できるだけ早く回答をと言われているが、回答時期は言えない
総務省	ありそうだが、時期や人数は調査中	手帳の所持を確認しているかなどを各部署に確認中
法務省	調査中。厚労省の公表までは回答しない	調査中
外務省	精査中	厚労省から再点検の依頼を受けており、精査中
財務省	コメントできない	8月上旬に厚労省に報告した
文部科学省	調査中のため回答できない	厚労省が調査結果を公表した段階で対応する
厚生労働省	調査中	他省庁を含めてできるだけ早く取りまとめたい
農林水産省	可能性がある	調査済みだが、厚労省と最終的な調整中
経済産業省	調査中で、現時点でお話しできることはない	調査を始めているが、期限は分からない
国土交通省	可能性があり、精査している	厚労省に報告済み
環境省	精査中のため現段階では不明	すぐに調査結果を取りまとめ、できるだけ早く厚労省に報告したい
防衛省	申し上げる段階にない	再点検をしている
警察庁	なし	調査済み

障害者雇用水増し問題に対する主な省庁の反応

(共同通信調べ。太字は「可能性あり」との回答)

障害者雇用 「なめられた」 国の不正に怒りやあきれ声 毎日新聞 2018年8月17日

誰もが平等に社会に参加できる「共生社会」の実現を理念として、国が率先して進めたはずの障害者雇用制度。肝心の中央省庁が目標を下回っていたのに数字を水増ししていた疑惑が浮上した。不正は常態化していた可能性もあり、障害者雇用に取り組む企業や障害者団体からは怒りやあきれの声相次いでいる。【金秀蓮、原田啓之】

「監督する立場の省庁が不正をするなんて、残念で仕方がない」。大手メーカーの人事採用担当者はこう憤る。障害者雇用促進法は、企業や国・自治体など事業主に対し、一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うよう義務付ける。厚生労働省は各省庁や民間企業に毎年6月1日時点の雇用数の報告を求める。過去1年のうち雇用率が達成できない月があった企業からは、1人分につき原則月5万円の納付金を徴収する一方、達成企業には補助金を支給する。

このメーカーは「障害者の雇用にはダイバーシティーの観点もあり、企業の成長にもつながる」と、障害者の職域を広げたり、社員教育を続けてきた。それでも法定雇用率に達しない月があり、納付金を納めている。担当者は「省庁が正確な数字を出していないなんて信じられない。事実が明らかになった以上、きちんと雇用してほしい」と話す。

障害者の就労支援事業などを展開するLITALICO（本社・東京都）は自社でも積極的に障害者を雇用し、法定雇用率を上回る。担当者は「多様な働き方を推進しようと、

企業の意識も変化している。障害者には難しい業務だという先入観を持たず、支援機関や当事者の声を聞きながら考えてほしい」と強調した。

障害者団体からも怒りの声が出る。NPO法人日本障害者センターの家平悟事務局長は「雇用政策を進める国が不正に手を染めていたのは深刻だ。働きたいのに雇ってもらえない障害者はたくさんいる。国は本気で障害者を雇う気がなかったのではないかと指摘した。

精神障害者を支援しているNPO法人「地域精神保健福祉機構」共同代表の宇田川健さんは「旗振り役の国に『なめられた』との思いだ。障害者は役に立たないという誤った印象を持っているのではないかと疑ってしまう」と話した。

法定雇用率は今年4月、民間企業は2.0%から2.2%へ、国や自治体は2.3%から2.5%へと引き上げられた。厚労省によると、昨年6月1日現在の民間企業の達成率は50%。国の33行政機関で未達成は個人情報保護委員会のみで、達成率は97%とされていた。行政機関には納付金や補助金の仕組みはない。

国や地方公共団体への「性善説」が問題

障害者雇用に詳しい阿部正浩・中央大学経済学部教授の話 中央省庁は率先して障害者を雇用しなければならない立場にあるはずだ。雇用する障害者の水増しが常態化していたのなら、民間企業を指導する際の説得力がなくなってしまう。障害者雇用促進法は、法定雇用率を達成していない民間企業に納付金を納めることを義務付けているが、国や地方公共団体にはそれが無い。当然達成しているという大前提の「性善説」に立っていることに問題がある。これを機に、第三者機関に監督させるなど指導の在り方を改める必要があるのではないかと。

障害者雇用 省庁は調査外 14年の独法水増し発覚時 毎日新聞 2018年8月18日

中央省庁が雇用する障害者の数を長年にわたって水増ししていた問題で、2014年に厚生労働省所管の独立行政法人による虚偽報告が発覚した際にも、所管する厚労省が中央省庁に調査などを行わなかったことが17日、明らかになった。他の独立行政法人には不正がないかどうかを確認しており、おざなりな対応が水増しの常態化につながったとみられる。共同通信の取材に対して農林水産、総務、国土交通の3省が水増しの可能性を認めた。

中央省庁、障害者雇用42年間水増し 対象外算入、実態は半数以下か

Sankeibiz 2018年8月18日

国土交通省や総務省などの中央省庁が義務付けられた障害者の雇用割合を42年間にわたり水増しし、定められた目標を大幅に下回っていたとして、政府が調査を始めたことが17日までに、分かった。複数の政府関係者が明らかにした。障害者手帳を持たない対象外の職員を算入する手法が使われ、国の雇用実態は公表している人数の半数を下回る可能性がある。1976年に身体障害者の雇用が義務化された当初から恒常的に行われていた。結果がまとまれば公表する方向だ。

政府は各省庁の水増しを長年放置。省庁と同様に雇用を義務付けられた企業が目標を達成できなければ、代わりに納付金などを徴収しており、批判は必至だ。1億総活躍社会の実現を掲げる中、障害者雇用の在り方が改めて問われそうだ。

問題が発覚したのは障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用率制度」で、企業や公的機関に一定割合以上の障害者を雇うよう義務付けている。原則として身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ人や児童相談所などで知的障害者と判定された人が対象となる。

国や自治体は模範となるべく、非正規従業員を含む常時雇用者の中で法定雇用率を、企業より高い2.5%（3月末まで2.3%）に設定。昨年6月1日時点で、国の33行政

機関で合計約6900人の障害者を雇用し、平均雇用率は2.49%だった。省庁別でも個人情報保護委員会以外の32機関が当時の目標である2.3%を達成したことになっていた。

だが国交省や総務省など10近い主要省庁で、手帳交付に至らない比較的障害の程度が軽い職員などを合算することが常態化していた。拘束時間の長さや国会対応など突発的な仕事が多い特性から採用が進まなかったのが理由とみられる。対象外の人数を除くと、実際の雇用率が1%未満になる省庁が多いとみられる。

従業員が45.5人以上（短時間雇用者は0.5人と計算）いる企業の場合、法定雇用率2.2%を上回ることを求めている。従業員100人超であれば、定められた目標より1人不足すると原則月5万円の納付金が課せられ、企業名を公表されるケースもある。

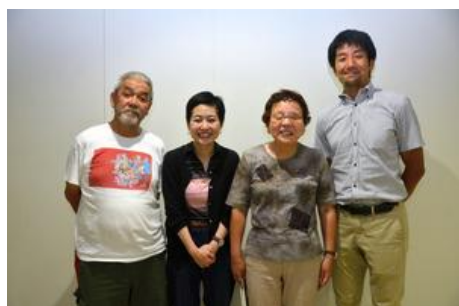
制度を所管する厚生労働省障害者雇用対策課は「詳細を把握しておらず、事実関係を確認する必要がある」としている。

佐賀) 障害者も楽しめる映画館を みないろ会始動 祝迫勝之

朝日新聞 2018年8月18日



募金活動などについて話し合う「みないろ会」の人たち＝2018年8月10日午後7時43分、佐賀市白山2丁目



目が見えない人、耳が聞こえない人が、いつでも映画館で映画を楽しめるようにしたい。そんな夢を持った人たちが、



映画に字幕や音声ガイドを入れることに挑む。そのためには機材を買うお金や仲間が必要だ。19日に佐賀市で「バリアフリー映画上映会」を開き、募金を始める。

今月10日の午後7時。佐賀市内の会議室に約30人が集まった。「みんなでいろんな映画を見たいからバリアフリー映画をつくる会」の人たち、略して「みないろ会」だ。バリアフリー映画上映会の役割分担や募金の方法を確認。2時間はあっという間にすぎた。

会ができたのは4月。県視覚障害者団体連合会長・森きみ子さん（63）が昨秋、佐賀市にあるシアター・シエマの支配人・重松恵梨子さん（34）、佐賀市の社会福祉法人理事長、福島龍三郎さん（45）に、バリアフリー映画への思いを話したことがきっかけだ。映画好きでシエマを支える会代表、大歯雄司さん（65）も加わり、4人が発起人となった。

愛知 少女の裸動画を拡散容疑 高校生ら14人書類送検 毎日新聞 2018年8月17日

愛知県警少年課は17日、県内の少女（15）が「自画撮り」した裸の動画を無料通信

アプリ「LINE（ライン）」で拡散したなどとして、県内の高校に通う15～16歳の少女ら計14人を児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で書類送検した。うち13人が友人らに動画を転送した結果、少女の通っていた高校を含む県内6高校の生徒約50人に拡散し、少女は退学した。【竹田直人】

書類送検容疑は、少女と同じ中学出身で別の高校に通っていた少年は5月29日～6月4日、少女にスマートフォン（スマホ）で裸の動画を撮影させて自分のスマホに送信させ、さらに転送して児童ポルノを製造・提供。他の少年8人と少女4人は6月3～6日、それぞれ動画を転送するなどして児童ポルノを提供し、別の少年は同月7日、被害少女に裸の写真を送信させたとしている。全員が容疑を認めている。

県警によると、少年は少女から好意を寄せられていたことを知り動画を要求。問題発覚後に少年も退学した。

転送した12人には、少女と面識のない生徒も複数いた。「知らない子の動画なので拡散しても困らないと思った」「個人でやり取りするだけなのでばれないと思った」などと供述しているという。

少年課は「スマホの発達で動画や画像は急速に広まる。わいせつな動画を転送するだけでも罪に問われる」と注意を呼びかけている。

急速なデジタル化、防犯意識追い付かず

LINEなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による裸画像の拡散を防ごうと、条例で画像の要求だけでも罰則を設ける自治体が出始めているが、被害は後を絶たない。専門家は、急速なデジタル技術の向上に防犯意識が追い付いていないと指摘する。

ITジャーナリストの井上トシユキさんは「今の中高生たちは生まれた時からインターネットに親しみ、言葉でやり取りするよりも動画や画像を送り合う方が楽だという子もいる」と指摘。一方で「送る動画によっては罪に当たることが理解されていない」と話す。

「性暴力救援センター日赤なごや なごみ」（名古屋市）の片岡笑美子センター長は「わいせつな自撮り画像を送ってしまうと、拡散をちらつかせられて脅迫の材料になる可能性があり、性暴力被害にもつながりかねない」と警鐘を鳴らしている。

むつ市の福祉避難所、大雨で想定外の浸水 高齢者96人避難



河北新報 2018年8月18日

床上浸水した和室の畳をはがして掃除する職員＝17日、むつ市川内町

16日から17日朝にかけて東北地方で降った大雨の影響で、むつ市川内町の特別養護老人ホーム「せせらぎ荘」が床上浸水し、入所者が近くの川内小に自主避難した。ホームは大規模災害時の福祉避難所に指定されており、市は今後の対応策を検討する。

職員らによると、17日午前2時50分ごろ、施設のすぐ横を流れる幅80センチ～1メートルほどの於法（おほう）沢から水があふれ出し、施設のグループホームなどに流れ込んだ。入所者らは施設内で待機した後、受け入れ態勢が整った午前5時35分に避難を始めた。

入所者96人が市のマイクロバスや施設の福祉車両で7.5キロ先の小学校体育館に移動し、約2時間後に避難が完了した。1人が体調を崩し市内の病院に救急搬送された。命に別条はない。避難者らは同日午後、施設に戻った。

大雨で流れてきた切り株や石が沢をせき止めたことが氾濫の原因。職員が施設にあった除雪用の重機で切り株を取り除き、砂利などで簡易な土手を作ったことで水の流入が止まり、被害を最小限に食い止めた。

布施俊蔵施設長は「岩手県岩泉町の例もあるので、万が一のことを考え避難した」と話した。

川内地区を含む市西部は17日未明、1時間当たり90ミリの激しい雨が降り、気象庁が記録的短時間大雨情報を発表。市は避難準備情報を出していた。

現地視察した宮下宗一郎市長は「全国で想定を超える大雨が降る中、想像力を働かせ、想定外も含めて対応できる力を高めていきたい」と話した。

高齢男性 社会的に孤立 「会話が2週間で1回以下」15%

NHK ニュース 2018年8月18日

1人暮らしをしている男性の高齢者のうち、人との会話が2週間で1回以下という人が7人に1人にのぼることが国の研究所の調査でわかりました。

国立社会保障・人口問題研究所は去年7月、全国のおよそ1万世帯とその世帯で暮らす個人を対象に、地域の人とのつながりなどについてアンケート調査を行いました。

このうち、ふだんの程度人と会話をするか尋ねる質問で、「2週間に1回以下」と回答した人は全体の2%でした。

ところが、65歳以上の高齢者で1人暮らしをしている男性に限ると、15%、およそ7人に1人に上りました。

一方、同じ高齢者の1人暮らしでも女性では5%でした。

さらに、1人暮らしの高齢者で、「日頃の簡単な手助けを頼れる人がいない」と回答した人も男性で30%、女性で9%と男女で開きがありました。

国立社会保障・人口問題研究所は「女性に比べ男性が社会的に孤立している状況が明らかになった。孤立が続けば、介護などの公的な支援や周囲からのサポートにつながらないおそれがある」と話しています。

経済政策の「第3の道」(大機小機)

日本経済新聞 2018年8月17日

経済政策についての議論はこれまで、もっぱら「リフレ派」と「構造改革派(改革派)」の2つの陣営で戦われてきた。しかし、どちらの陣営も非現実的な政策を提言せざるを得なくなっている。5年間の黒田緩和が効かないことにリフレ派は業を煮やし、巨大な公共事業などの財政拡大を言い出している。半面、改革派の厳しい財政再建策は、政治的にとても通るとは思えない。

経済産業省のあるOBは、「第3の道」があり得ると主張する。氏によれば、日本の実力相応の成長率は実質1%ほどで、リフレ派や改革派が目指す2~3%以上の成長はそもそも不可能。超長期的な低成長を甘受したうえで、漢方薬的な「体質改善路線」を目指すべきだというのだ。

具体的な処方箋は次の通りだ。

今後30年程度の超長期の間、名目経済成長率1%、インフレ率0.5%、名目金利0%を維持するように、緩和的な金融政策を続ける。これは0.5%の実質成長とマイナス0.5%の実質金利の組み合わせだから、政府の債務膨張は抑えられる。この間の社会保障費の支出増や景気対策は国債発行によって賄い、痛みをもたらす増税や歳出削減はしない。

この金融政策でマクロ経済環境を安定させている間に、30年かけて労働市場や雇用慣行の改革を進める。これで75歳まで働くのが当たり前の社会になれば、高齢化がピークを過ぎる30年後には、社会保障給付費が単年度黒字になる可能性が十分あるという。

日本の政策の現状を見ると、たしかにこの超長期の第3の道を進んでいるようにも見える。しかし、これでは資本逃避が起らないか心配だ。日本の金利が超長期的に低いままであれば、国民は円建ての国債や資産を売って、利回りが大きい外貨建て資産を持つとすると可能性があると思われるからだ。前出の氏は、日本は家計も企業も自国通貨建て資産

を好む「ホームバイアス」が強く、為替リスクも嫌うので、資本逃避は起きないとみる。

このような経済運営の実現可能性は、かなり議論の余地があるだろう。だが、短期決戦を目指すのではなく、慢性病と長く付き合うような経済政策の考え方も真剣に議論すべきかもしれない。(風都)

河北春秋

河北新報 2018年8月18日

東京パラリンピックを機に、障害者に対する社会的障壁の除去や差別の解消に向けた取り組みを推し進める。国は最新版『障害者白書』にこう記し、共生社会実現を目指すと言明した。当事者や家族の期待の陰で、当の霞が関は共生社会の番外地でいたかったようだ▼国の省庁が、法定義務である障害者雇用の人数を40年以上も水増ししていたと報じられた。対象外の軽度の人らを採用し、ごまかしの算定をする手法が、国土交通省、総務省などの省庁で常態化していたという▼従業員が45人程度以上の職場には障害者の雇用率が定められ、今年4月には企業が2.2%、率先垂範すべき国や地方自治体は2.5%に引き上げられた。身体・知的障害者の手帳を持つ人に加え、精神障害のある人にも門戸が広がった▼中央省庁の「水増し」は当事者ばかりか、共生の職場づくりに努める民間への裏切りだ。企業は目標を達成できないと、国からその分の「納付金」を課され、改善しなければ企業名さえ公表される(この10年間で計30社)▼国会対応など突発的仕事の多さや長い拘束時間が、霞が関の長年の消極姿勢の背景と伝わる。が、仕事の忙しさ、重みは民間と同様だ。障害を克服させるのは「共助」の環境。あしきエリート意識が一番の障壁では。

社説：障害者の雇用 旗振り役の重大な不正

中日新聞 2018年8月18日

あきれた不祥事だ。中央省庁が四十年以上にわたり雇用する障害者の数を水増ししていた。国は率先して障害者の働く場を広げることが責務のはずだ。旗振り役が逆に信頼を裏切ってどうする。

障害者福祉に熱心な大分県杵築(きつき)市の永松悟市長からこんな話を聞いた。

特別養護老人ホームで働く知的障害の職員は入居者から人気があるそうだ。入居者との散歩も食事介助も相手に合わせてゆっくりやるように指示すると決して手を引いて速く歩いたり、食事をせかしたりしない。職員が休むと入居者たちが心配するそうだ。

人気の秘密に納得する。能力を見極め適切に仕事をマッチングすれば、持っている力を発揮する。要は雇用側の意識の問題だ。

永松市長は「できないと思った先入観の損失がいかに大きいか、それに気付くべきだ」と語る。

思いにうなづく。

求められる雇用をせず数の水増しで偽装する行為は、国が障害者を足手まといな存在だと認識していると言っていることと同じだ。

言語道断である。

障害者雇用促進法は、差別を禁止し障害者の就労を広げるため国や自治体、企業に一定割合以上の障害者の雇用を義務付けている。原則として身体障害者手帳などを持つ人が対象だ。

法定雇用率を達成できない企業からは納付金を徴収する対応を求めるのに、手本となるべき省庁は厚生労働省に報告をするだけで実態把握が不十分だった。早急にそれを調べ公表すべきだ。

働く障害者は年々増え、五十万人に迫る。企業の半数が法定の雇用率を達成している。今年四月から雇用率は引き上げられ精神障害者も対象に加えた。さらなる就労拡大に取り組む大事な時機だけに、企業や障害者の信頼を失うことは避けなければならない。

省庁での雇用が進まない理由に拘束時間が長いことや国会対応など突発的な業務が多いことが指摘されている。それなら出産などでやめてしまうからと女性入学者を制限していた東京医科大の発想と同じだ。言い訳にならない。

肝心なのは、誰でも能力を生かし働ける環境の整備だ。障害者以外にも家族の介護や闘病をしながら懸命に働く人がいる。増える高齢者も長く働き続けられるような職場が求められている。政府は「働き方改革」を掲げるが、言っていることとやっていることが違い過ぎないか。

社説 過労死防止の対策 残業規制だけでは足りぬ 毎日新聞 2018年8月18日

過労死や過労自殺で労災認定された人は毎年200人近くに上る。どうすれば根絶できるだろうか。

7月に「過労死防止大綱」改定版が閣議決定され、終業と次の始業の間に一定の休み時間を設ける「勤務間インターバル制度」の導入促進などが明記された。

通常国会では労働基準法が改正され、残業時間の罰則付き上限規制が初めて法律に盛り込まれた。

だが、長時間労働の改善だけで過労死がなくなるわけではない。

2017年度に過労死・過労自殺（未遂を含む）で労災と認定された人は計190人だった。脳・心臓疾患での過労死は92人で前年より15人減ったが、精神疾患での過労自殺は98人で前年より14人増えた。

「過労死ライン」とされる月80時間以上の時間外労働をしていた人は、脳・心臓疾患では9割に上るが、精神疾患では6割に満たない。パワハラなどで精神的に追い詰められるケースが多いと見られる。

申請件数を見ると、精神疾患は1732件で、脳・心臓疾患の約2倍に上る。パワハラなどは記録に残らないため立証が難しく、申請しても認定されないケースが多いためだ。本人や遺族に自覚がなく、申請に至らない例も多いとされる。

過労死防止大綱では、精神疾患での労災認定が3年間に2件以上あった会社は労働基準監督署の指導を受けると明記された。しかし、認定そのものが少ない現状では、効果は限定的と言わざるを得ない。

残業時間の規制がかからない裁量労働制で働いていた人の過労死・過労自殺も14件が労災認定された。

裁量労働は専門業務と企画業務にしか認められていない。一般職に適用する違法行為が問題とされているが、労災認定された人のほとんどは専門業務などの要件を満たしていたという。

形式的に専門業務などとされていても、実際には働き方に裁量がなく、過重な仕事を任されて長時間働いている人が多いのだろう。現状の運用をチェックし、制度の見直しを検討する必要がある。

残業の規制だけでは埋められない穴は多い。健康管理やパワハラ防止策を企業側に徹底させ、相談体制の充実にも努めなければならない。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

